

## 67. 那覇市議会事務局処務規程

平成 21 年 3 月 31 日  
議会訓令第 2 号

改正 平成 23 年 7 月 1 日 議会訓令第 2 号  
平成 24 年 3 月 29 日 議会訓令第 4 号  
平成 26 年 3 月 28 日 議会訓令第 3 号  
平成 26 年 7 月 1 日 議会訓令第 2 号

平成 27 年 10 月 1 日 議会訓令第 3 号  
令和元年 8 月 2 日 議会訓令第 1 号  
令和 5 年 3 月 31 日 議会訓令第 2 号

那覇市議会事務局処務規程(昭和 49 年那覇市議会訓令第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市議会事務局設置条例(昭和 47 年那覇市条例第 84 号)第 2 条の規定により、那覇市議会事務局(以下「事務局」という。)の組織、事務の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 事務局に庶務課、議事管理課及び調査法制課を置く。

(職制)

第 3 条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)及び次長、課に課長を置く。  
2 必要があるときは、課に副参事、主幹及び主査を置くことができる。

(職務権限)

第 4 条 局長は、議長の命を受け、議会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
2 次長は、局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。  
3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。  
4 副参事、主幹及び主査は、課の事務のうち特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(事務分掌)

第 5 条 各課の分掌事務は、概ね次のとおりとする。

## 庶務課

- (1) 文書及び公印に関すること。
- (2) 予算、決算及び経理に関すること。
- (3) 議員の身分及び議員報酬、費用弁償、共済等に関すること。
- (4) 政務活動費に関すること。
- (5) 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- (6) 儀式、ほう賞、交際及び渉外に関すること。
- (7) 議事堂の管理に関すること。
- (8) 物品の出納保管に関すること。
- (9) 自動車の運行管理に関すること。
- (10) 議長会及び局長会に関すること。
- (11) 他課の所管に属しないこと。

## 議事管理課

- (1) 本会議、委員会、公聴会及び正副委員長会議に関すること。
- (2) 議案、請願、陳情及び意見書等の取扱いに関すること。
- (3) 議会において行う選挙に関すること。
- (4) 会議録、委員会記録に関すること。
- (5) 議会先例に関すること。
- (6) 事務局内の各種研究会に関すること。
- (7) 各派代表者会議及び全員協議会に関すること。

## 調査法制課

- (1) 市政一般及び諸法規の調査、研究に関すること。
- (2) 議会及び委員会等の特命調査に関すること。
- (3) 調査資料の収集、整理、作成及び保管に関すること。
- (4) 各種の照会に対する調査及び回答に関すること。
- (5) 行政視察の受入れに関すること。
- (6) 議会の広報に関すること。
- (7) 議会図書室に関すること。
- (8) 条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。
- (9) 議会が行う政策の立案及び提言に関すること。

2 局長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特定の事務について臨時に分掌させ、又は、特に命じてその事務を処理させることができる。

3 各課において、別途、業務分担表及び事業計画表を毎年度作成する。

(グループ制)

第6条 事務局に次のグループを置く。

- (1) 総務常任委員会グループ
- (2) 都市建設環境常任委員会グループ
- (3) 教育福祉常任委員会グループ
- (4) 厚生経済常任委員会グループ

2 局長は、必要に応じ事務局に特別委員会グループ及びその他のグループを置くことができる。

3 グループにグループリーダーを置く。

4 グループの構成員及びグループリーダーは、局長が指名する。

5 グループリーダーは、グループの業務に従事する職員を指揮監督する。

6 グループリーダーは、回議を行う際の決定権を有しない。

(グループの業務)

第7条 各委員会グループの業務は、当該委員会の運営に関することとし、その他のグループの業務は、局長が定めることとする。

(局長専決事項)

第8条 局長専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、この限りでない。

- (1) 所属職員の身分調査に関すること。
- (2) 所属職員の配置及び事務分掌に関すること。
- (3) 次長の休暇等に関すること。
- (4) 次長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 次長の出張命令に関すること。
- (6) 次長の職務専念義務の免除に関すること。
- (7) 議会刊行物の発行に関すること。
- (8) 1,000万円以上1,500万円未満の不動産、動産等の借入れに関すること。
- (9) 1,000万円以上1,500万円未満の委託契約に関すること。
- (10) 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)に基づく公文書の公開又は非公開の決定(同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関することを除く。)及び決定期間の延長に関すること。
- (11) 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年那覇市条例第4号)に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止等の請求に対する諾否

の決定及び決定期間の延長に関すること。

- (12) 10万円以上の交際費に関すること。
- (13) 100万円未満の予備費の充用に関すること。
- (14) 300万円以上500万円未満の予算の流用に関すること。
- (15) 500万円以上1,500万円未満の物品購入の契約に関すること。

(次長専決事項)

第9条 次長専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長の休暇等に関すること。
- (2) 課長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 課長の出張命令に関すること。
- (4) 課長の職務専念義務の免除に関すること。
- (5) 500万円以上1,000万円未満の不動産、動産等の借入れに関すること。
- (6) 500万円以上1,000万円未満の委託契約に関すること。
- (7) 300万円未満の予算の流用に関すること。
- (8) 100万円以上500万円未満の物品購入の契約に関すること。

(課長専決事項)

第10条 課長専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の休暇等に関すること。
- (2) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 所属職員の出張命令に関すること。
- (4) 所掌事務の実施に関すること。
- (5) 文書の收受、発送及び編集簿冊の保存に関すること。
- (6) 保存文書の廃棄処分に関すること。
- (7) 議会委員会室等の使用許可に関すること。
- (8) 軽易な報告、照会及び回答に関すること。
- (9) 所掌事務に係る諸証明及び閲覧に関すること。
- (10) 歳入歳出外現金の収支命令に関すること。
- (11) 食糧費に関すること。
- (12) 支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (13) 500万円未満の不動産、動産等の借入れに関すること。
- (14) 500万円未満の委託契約に関すること。
- (15) 10万円未満の交際費に関すること。
- (16) 100万円未満の物品購入の契約に関すること。

(17) その他軽易な所掌事務の処理に関する事。

(準用)

第 11 条 この規程及び別に定めるもののほか、事務局の処務に関し必要な事項は、市長事務部局の例による。

2 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件及び職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分取扱いについては、市長事務部局の職員の例による。

付 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 1 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 3 月 29 日議会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日議会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 7 月 1 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月 1 日議会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

付 則(令和元年 8 月 2 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、令和元年 8 月 19 日から施行する。

付 則(令和 5 年 3 月 31 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## [改正履歴]

### ○ 令和 5 年 3 月 31 日

局長、次長及び課長の専決事項に、「不動産、動産等の借入れに関すること」を追加。

令和 5 年 4 月 1 日から那覇市個人情報保護条例(平成 3 年那覇市条例第 21 号)が廃止され、新たに那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年那覇市条例第 4 号)が制定されることに伴う引用条例の改正(新第 8 条第 11 号)。